

# 庄内町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和4年3月策定

住宅の耐震化を一層促進し、町民の安全・安心を確保するため、具体的な行動計画となる「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を以下のとおり策定する。

## 1 目的

庄内町耐震改修促進計画に掲げる住宅の耐震化率目標（令和7年度の住宅耐震化率95%）を達成するため、必要な取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価とともに、本プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進することを目的とする。

## 2 位置付け

アクションプログラムは、庄内町耐震改修促進計画「4. 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策」に基づき、耐震化の促進に関し緊急的な取組方針を定めるものとする。

## 3 実施取組期間

庄内町耐震改修促進計画の計画期間（～令和7年度）とする。

## 4 対象区域・建築物

- ・庄内町全域
- ・旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に工事が着手されたもの）により建設された木造戸建住宅

## 5 取組目標

### 【実施計画】

|      | 取組内容   | 令和4年度目標  |
|------|--|--|
| 財政支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>・対象建築物の耐震診断費の一部を補助</li><li>・対象建築物の耐震改修費の一部を補助</li></ul>  | <ul style="list-style-type: none"><li>2戸</li><li>1戸</li></ul>  |
| 普及啓発 | <ol style="list-style-type: none"><li>耐震診断の未実施者に対する対応<ul style="list-style-type: none"><li>①対象建築物の所有者等へ耐震化に関するダイレクトメール送付やポスティング等を実施</li><li>②戸別訪問の希望者には、直接訪問して説明</li></ul></li><li>耐震診断の既実施者に対する対応<ul style="list-style-type: none"><li>①当該年度耐震診断実施者に補強計画・概算費用を提示</li><li>②耐震診断を実施後も耐震改修等に至らず、概ね1年を経過している者に対し、ダイレクトメールや電話等で耐震化を促す</li></ul></li><li>事業者に対する対応（技術力向上）<ul style="list-style-type: none"><li>①県と連携した事業者向けの技術講習会を実施</li><li>②耐震改修事業者リストを町の告知媒体（広報誌、Web、SNS等）にて周知</li></ul></li><li>その他、一般向けの対応（周知普及）<ul style="list-style-type: none"><li>①住宅の耐震化に関するチラシ等を作成し、庄内町の告知媒体（広報誌、Web、SNS等）で周知</li><li>②住民向け説明会やパネル展示等を実施</li></ul></li></ol> | <ul style="list-style-type: none"><li>①対象者全戸配布</li><li>②希望者全員</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>①診断実施者全員</li><li>②2戸</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>①講習会実施</li><li>②告知媒体掲載</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>①告知媒体掲載</li><li>②パネル展示</li></ul> |